

福岡県県土整備部 情報共有システム（ASP方式）利用に関する実施要領の改定

現 行	改 定
<p>第1条（総則）</p> <p>本要領は、福岡県県土整備部発注工事において、受発注者間で施工に係る情報を電子的に交換・共有するASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）を利用することに関し必要な事項を定めたものである。システム利用にあたっては本要領によることとし、記載のないものについては、国が定める「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。</p> <p>第2条（定義）</p> <p>システムとは、受発注者間での<u>工事書類</u>・協議事項の共有やスケジュール調整、および発注者における<u>工事書類</u>の電子管理、電子決裁等の機能を備えたものとする。</p> <p>第3条（対象<u>工事</u>）</p> <p>福岡県県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。</p> <p>ただし、<u>工事契約</u>後に受発注者間で協議し、システムを利用することが適当でないと判断される場合は、適用対象外とすることができる。</p> <p>第4条（システム）</p> <p>（1）利用可能なシステム</p> <p>国土交通省がホームページで公表している「情報共有システム提供者機能要件工事 Rev. 〇. 〇<sup>(注)</sup>対応状況一覧表」に記載があるシ</p>	<p>第1条（総則）</p> <p>本要領は、福岡県県土整備部発注工事<u>及び測量、設計、調査等業務</u>（以下、「<u>業務</u>」という。）において、受発注者間で<u>施工、業務</u>に係る情報を電子的に交換・共有するASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）を利用することに関し必要な事項を定めたものである。システム利用にあたっては本要領によることとし、記載のないものについては、国が定める「<u>土木工事・業務</u>の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。</p> <p>第2条（定義）</p> <p>システムとは、受発注者間での書類・協議事項の共有やスケジュール調整、および発注者における書類の電子管理、電子決裁等の機能を備えたものとする。</p> <p>第3条（<u>実施対象</u>）</p> <p>福岡県県土整備部が発注する全ての<u>工事及び業務</u>を対象とする。</p> <p>ただし、<u>契約</u>後に受発注者間で協議し、システムを利用することが適当でないと判断される場合は、適用対象外とすることができる。</p> <p>第4条（システム）</p> <p>（1）利用可能なシステム</p> <p>国土交通省がホームページで公表している「情報共有システム提供者機能要件<u>(工事・業務 Rev. 〇. 〇<sup>(注)</sup>)</u>対応状況一覧表」に記載</p>

福岡県県土整備部 情報共有システム（ASP方式）利用に関する実施要領の改定

現 行	改 定
<p>システム提供者が提供するシステムとする。</p> <p>（注）工事 Rev. ○.○は、「電子納品・電子検査 事前協議チェックリスト」の実施日時点での最新版とする。</p> <p>（2）契約 システム提供者との契約は、受注者が行うものとする。</p> <p>（3）費用負担 システムの利用料金は、共通仮設費率に含まれている。 <u>（該当項目：共通仮設費 技術管理費「施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）」）</u></p> <p>第5条（工事帳票） システムで処理を行う工事帳票における電子印については、紙への押印と同等の取扱いとする。</p> <p>第6条（データの提出） 受注者は、システム上で共有した<u>工事書類</u>を電子媒体（CD-R等）により監督員へ提出する。提出部数は2部（正・副）とする。</p> <p>第7条（完成検査） （1）現場検査 従来通りの方法での検査とする。 （2）書類検査</p>	<p>があるシステム提供者が提供するシステムとする。</p> <p>（注）工事・<u>業務</u> Rev. ○.○は、「電子納品・電子検査 事前協議チェックリスト」の実施日時点での最新版とする。</p> <p>（2）契約 システム提供者との契約は、受注者が行うものとする。</p> <p>（3）費用負担 システムの利用料金は、共通仮設費、<u>間接測量費、間接原価、業務管理費、間接調査費</u>に含まれている。</p> <p>第5条（工事帳票<u>及び業務帳票</u>） システムで処理を行う<u>工事帳票及び業務帳票</u>における電子印については、紙への押印と同等の取扱いとする。</p> <p>第6条（データの提出） 受注者は、システム上で共有した書類を電子媒体（CD-R等）により監督員へ提出する。提出部数は2部（正・副）とする。</p> <p>第7条（完成検査） （1）現場検査 従来通りの方法での検査とする。 （2）書類検査</p>

福岡県県土整備部 情報共有システム（ASP方式）利用に関する実施要領の改定

現 行	改 定
<p>原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。（既済部分検査、出来形検査及び中間検査も同様とする。）</p> <p>(3) 検査の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査に用いるパソコン等の機器は、原則として発注者が準備する。ただし、年度末等、発注者が準備することができない場合は、受注者が準備する。</li> <li>検査時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）から検査に用いるパソコンのハードディスクに読み込んでおくこと。</li> </ul> <p>(4) 工事成績評定での取り扱い</p> <p>本要領に基づきシステムを活用した場合、係長が成績評定を行う工事成績評定の「5 創意工夫」の項目の内、【新技術活用】において、『活用の効果が相当程度確認できた』ものとして2点加点する。なお、実施できない場合でも減点を行わない。</p>	<p>原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。（既済部分検査、出来形検査及び中間検査も同様とする。）</p> <p>(3) 検査の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査に用いるパソコン等の機器は、原則として発注者が準備する。ただし、年度末等、発注者が準備することができない場合は、受注者が準備する。</li> <li>検査時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）から検査に用いるパソコンのハードディスクに読み込んでおくこと。</li> </ul> <p>(4) 工事成績評定での取り扱い</p> <p>本要領に基づきシステムを活用した場合、係長が成績評定を行う工事成績評定の「5 創意工夫」の項目の内、【新技術活用】において、『活用の効果が相当程度確認できた』ものとして2点加点する。なお、実施できない場合でも減点を行わない。</p> <p><u>(5) 委託業務成績評定での取り扱い</u></p> <p><u>業務における加点は行わない。</u></p>
<p>第8条（情報管理）</p> <p>受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ID・パスワードの管理徹底</li> <li>(2) ウィルス対策の徹底</li> <li>(3) <u>工事情報等機密情報の管理徹底</u></li> </ol>	<p>第8条（情報管理）</p> <p>受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ID・パスワードの管理徹底</li> <li>(2) ウィルス対策の徹底</li> <li>(3) 機密情報の管理徹底</li> </ol>

福岡県県土整備部 情報共有システム（ASP方式）利用に関する実施要領の改定

現 行	改 定
<p>(4) <u>工事関係</u>データの管理徹底（定期的なバックアップなど）</p> <p>(5) その他情報セキュリティに関する基準，法令等の順守</p> <p>附 則</p> <p>この要領は，令和3年4月1日から適用する。</p> <p>この要領は，令和5年4月1日から適用する。</p> <p>この要領は，令和5年10月1日から適用する。</p>	<p>(4) データの管理徹底（定期的なバックアップなど）</p> <p>(5) その他情報セキュリティに関する基準，法令等の順守</p> <p>附 則</p> <p>この要領は，令和3年4月1日から適用する。</p> <p>この要領は，令和5年4月1日から適用する。</p> <p>この要領は，令和5年10月1日から適用する。</p> <p><u>この要領は，令和7年2月1日から適用する。</u></p>